第１回静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日　時：平成 27 年 8 月 7 日（金）　14 時～
場　所：静岡県トラック会館　会議室
　　静岡市駿河区池田１２６番地の４

議　事　次　第

１．開　会

２．出席者（委員）紹介

３．挨　拶（静岡労働局長）

４．議　題
（１）静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

（２）協議会座長選出について

（３）労働基準法等の一部を改正する法律案について

（４）協議会の運営等について

（５）トラック運送事業における長時間労働の実態調査について

５．挨　拶（中部運輸局長）

６．閉　会

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図
資 料 １　静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について
資 料 ２　トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について
資 料 ３　協議会運営にかかる本省通達について
資 料 ４　トラック運送事業における長時間労働の実態調査について

第１回　静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会　配席図

静岡県トラック協会　会議室

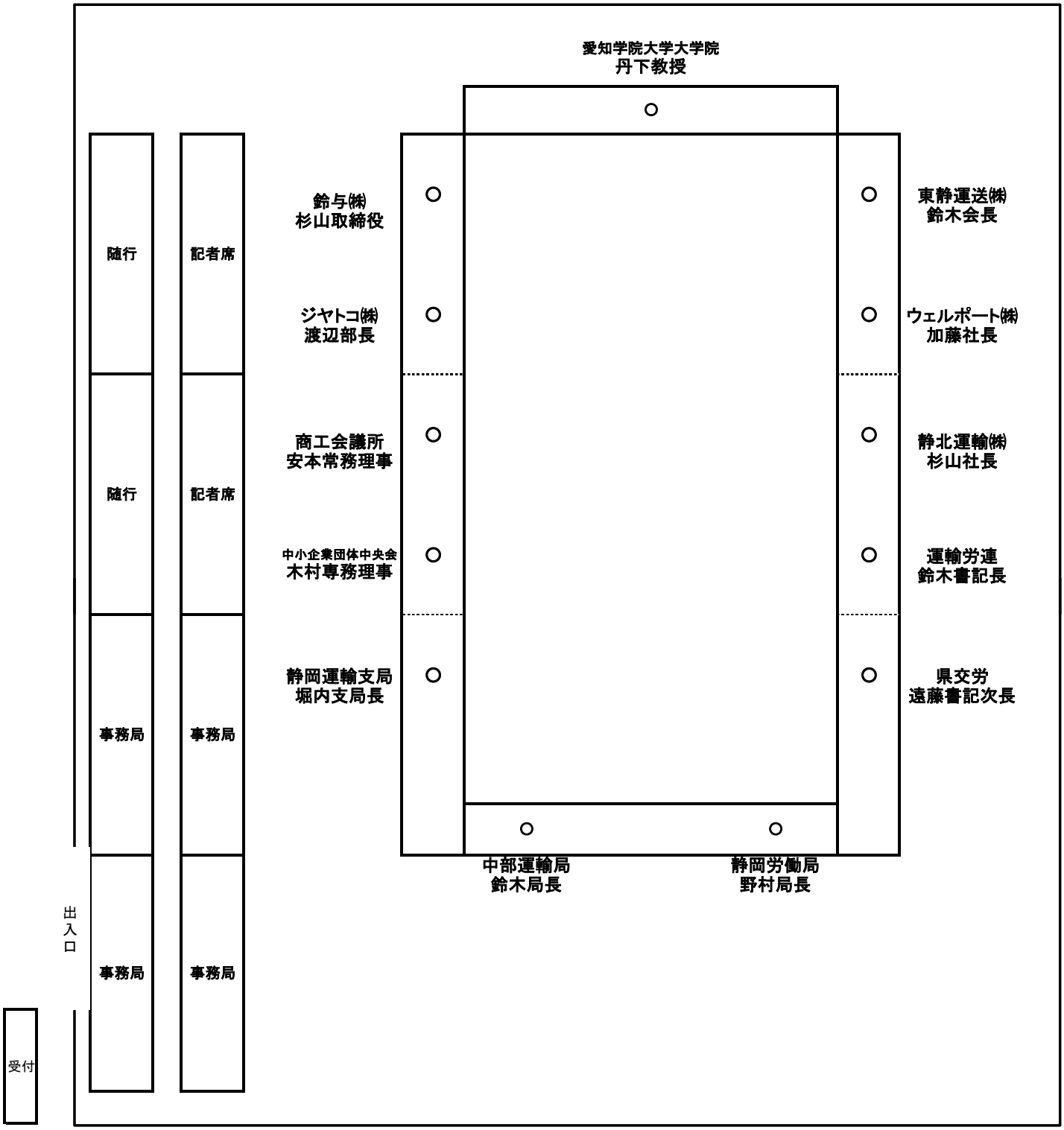

静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

（順不同・敬称略）

丹下　博文	愛知学院大学大学院経営学研究科　教授
杉　　雅俊	一般社団法人静岡県商工会議所連合会　専務理事
木村　通利	静岡県中小企業団体中央会　専務理事
杉山　克幸	鈴与株式会社　取締役
渡辺　秀身	ジヤトコ株式会社　ＳＣＭ推進部長
鈴木　正二	東静運送株式会社　代表取締役
加藤　浩幸	ウェルポート株式会社　代表取締役
杉山　節雄	静北運輸株式会社　代表取締役
鈴木　英男	全日本運輸産業労働組合静岡県連合会　書記長
遠藤　伸	全日本建設交運一般労働組合静岡県本部　書記次長
野村　栄一	静岡労働局長
鈴木　昭久	中部運輸局長
堀内　哲郎	静岡運輸支局長

第１回　静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

出席者名簿

（順不同・敬称略）

組織名	役職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
愛知学院大学大学院	経営学研究科 教授	丹下　博文		
一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	専務理事	杉　雅俊	常務理事	安本　浩之
静岡県中小企業団体中央会	専務理事	木村　通利		
鈴与株式会社	取締役	杉山　克幸		
ジヤトコ株式会社	SCM推進部長	渡辺　秀身		
東静運送株式会社	代表取締役	鈴木　正二		
ウェルポート株式会社	代表取締役	加藤　浩幸		
静北運輸株式会社	代表取締役	杉山　節雄		
全日本運輸産業労働組合 静岡県連合会	書記長	鈴木　英男		
全日本建設交運一般労働組合 静岡県本部	書記次長	遠藤　伸		
静岡労働局	局長	野村　栄一		
中部運輸局	局長	鈴木　昭久		
静岡運輸支局	支局長	堀内　哲郎		

資料１

「静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について（規約案）

（名称）

第１条　本協議会は、「静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

２．協議会には、委員の互選により座長を置く。

３．座長は、議事その他の会務を統括する。

（協議会及び活動事項）

第４条　協議会は目的達成のため次の活動を行う。

（１）静岡県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること

（２）静岡県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること

（３）その他

（協議会）

第５条　協議会は、必要に応じて座長が召集する。

２．座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

３．協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

（ワーキンググループ）

第６条　協議会には、第４条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「ＷＧ」という。）を置くことができる。

２．ＷＧは、座長が指名した委員等により構成する。

（他の地方協議会との連携）
第７条　協議会の運営にあたっては、中部地区（静岡県、岐阜県、三重県、福井県）の他の地方協議会と連携し、この調整は中部運輸局が行うものとする。

（事務局）
第８条　協議会の運営に関する事務は、静岡労働局、静岡運輸支局、静岡県トラック協会が共同で行うものとする。

（その他）
第９条　これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

（附　則）　この規約は、平成２７年８月７日から施行する。

資料 2

トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について

平成27年8月7日(金)

静 岡 労 働 局

年間総実労働時間の推移

年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。

なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少した。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）

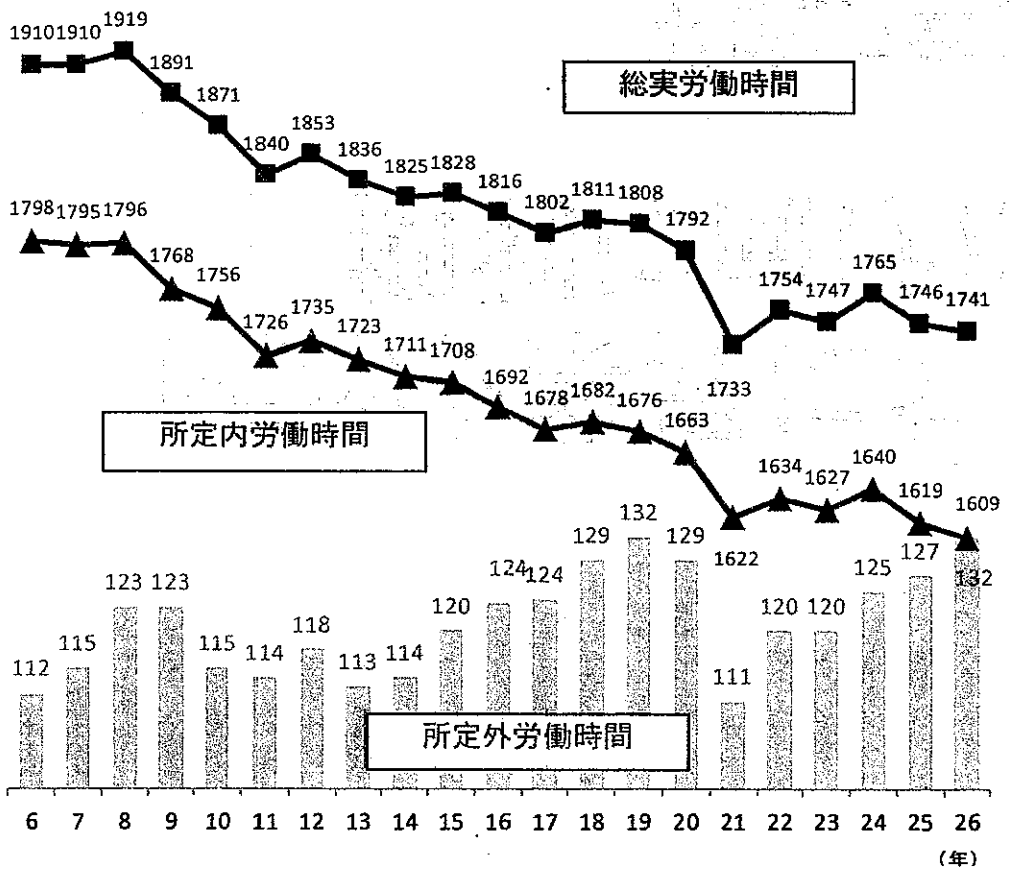

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

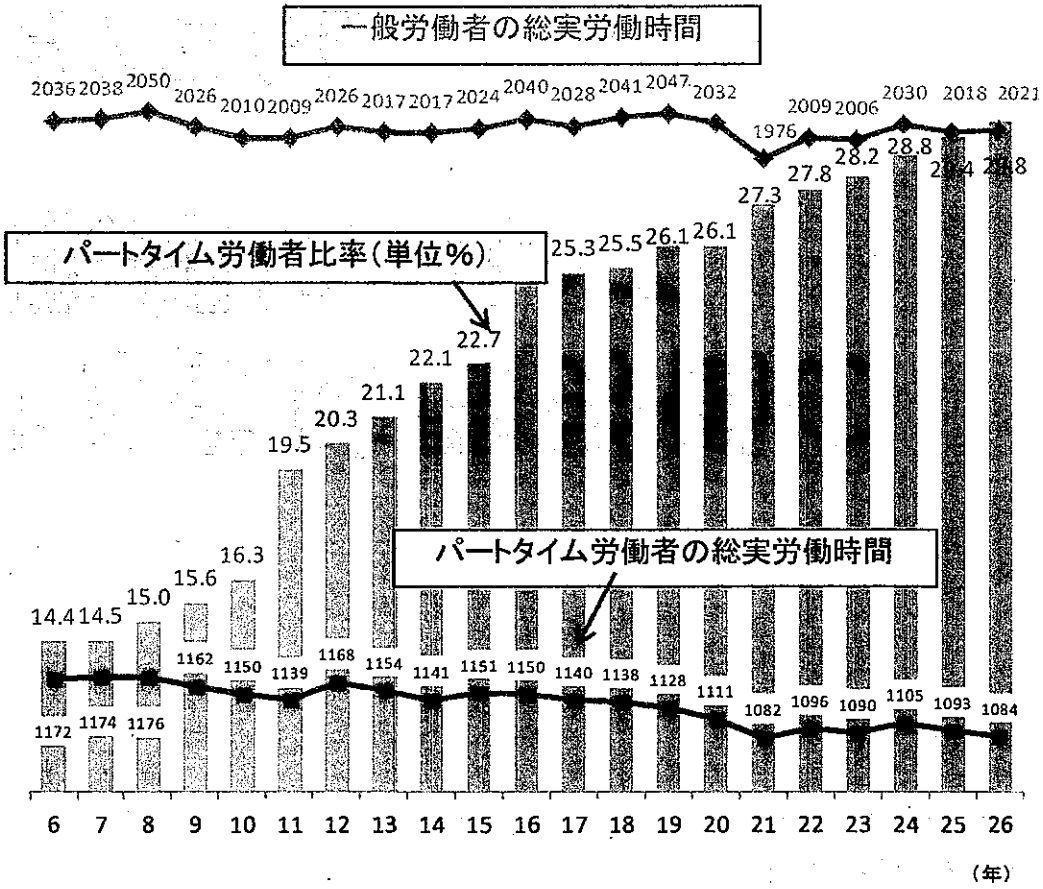

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」
（注）事業所規模5人以上

週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では17．0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
週60時間以上の者	639万人	476万人	490万人	474万人	464万人
	12．2%	9．3%	9．1%	8．8%	8．5%
週35時間以上週60時間未満の者	3354万人	3227万人	3412万人	3327万人	3284万人
	64．0%	63．2%	63．7%	61．6%	60．5%
週35時間未満の者	1237万人	1385万人	1436万人	1568万人	1651万人
	23．6%	27．1%	26．8%	29．0%	30．4%
合　計	5243万人	5105万人	5359万人	5399万人	5432万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
30代男性で週60時間以上の者	200万人	141万人	144万人	135万人 （124万人）	126万人 （115万人）
	23．8%	18．4%	18．2%	17．6% （17．2%）	17．0% （16．5）%

※　資料出所：総務省「労働力調査」（平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）

※　上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25、26年の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

産業別労働者1人平均年間総実労働時間（平成26年）

■所定内労働時間　■所定外労働時間　各項目上記は、総実労働時間

資料出所：厚生労働省『毎月勤労統計」 事業所規模5人以上

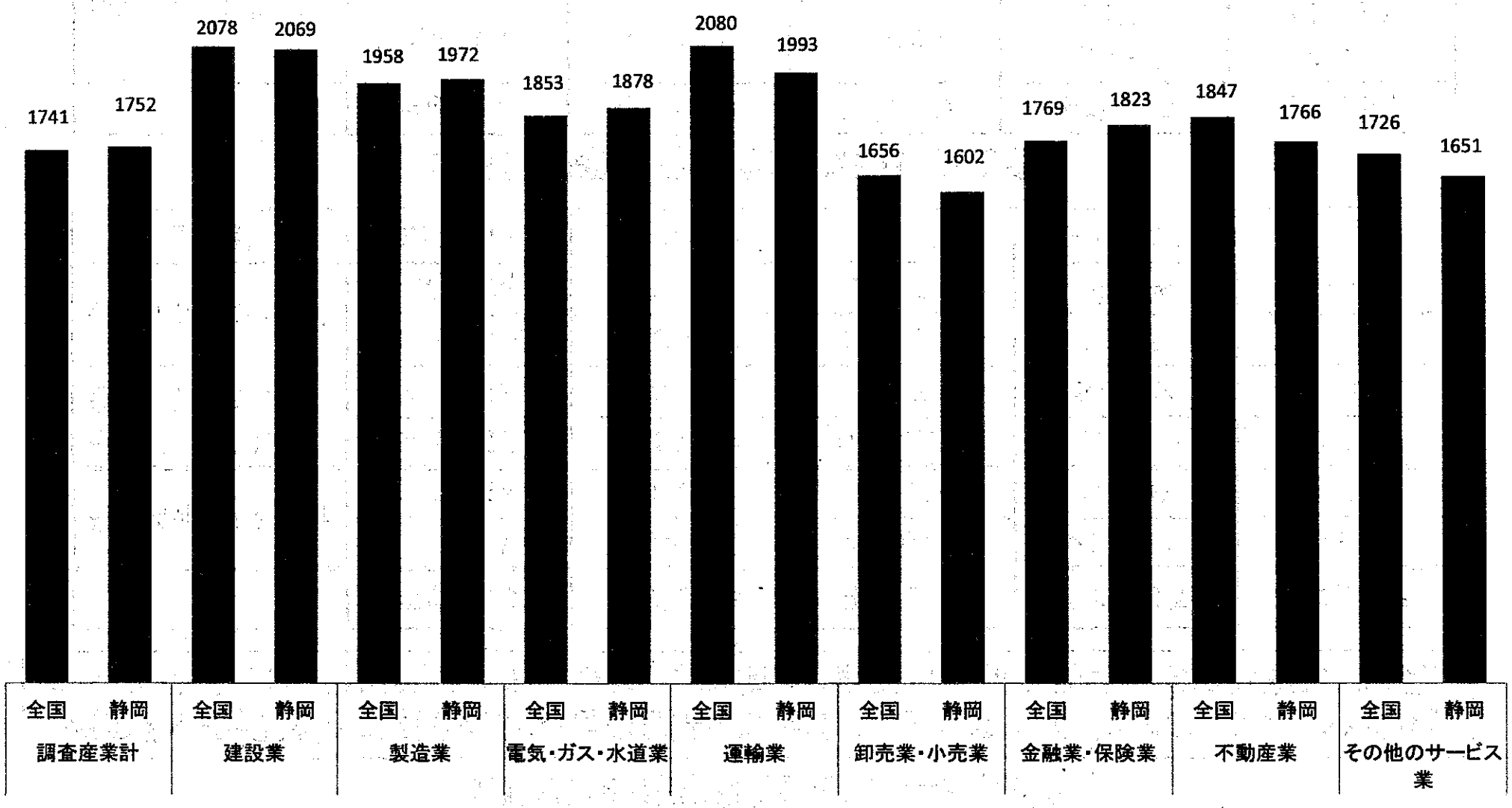

表1－3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類) ＼ 年度	平成25年度			平成26年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	101	91	37	102（ 9 ）	89（ 9 ）	44（ 2 ）
管理的職業従事者	59	45	27	59（ 4 ）	64（ 4 ）	37（ 1 ）
事務従事者	79	62	26	62（ 10 ）	44（ 8 ）	15（ 0 ）
販売従事者	80	85	38	77（ 15 ）	52（ 18 ）	26（ 6 ）
サービス職業従事者	82	82	27	125（ 34 ）	88（ 19 ）	30（ 3 ）
輸送・機械運転従事者	170	145	95	149（ 1 ）	138（ 2 ）	88（ 1 ）
生産工程従事者	64	48	19	52（ 6 ）	45（ 3 ）	14（ 1 ）
運搬・清掃・包装等従事者	27	31	11	47（ 11 ）	27（ 3 ）	3（ 0 ）
建設・採掘従事者	81	68	17	65（ 1 ）	57（ 0 ）	11（ 0 ）
その他の職種（上記以外の職種）	41	26	9	25（ 1 ）	33（ 1 ）	9（ 1 ）
合計	784	683	306	763（ 92 ）	637（ 67 ）	277（ 15 ）

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 （ ）内は女性の件数で、内数である。

図1－3 職種別構成比

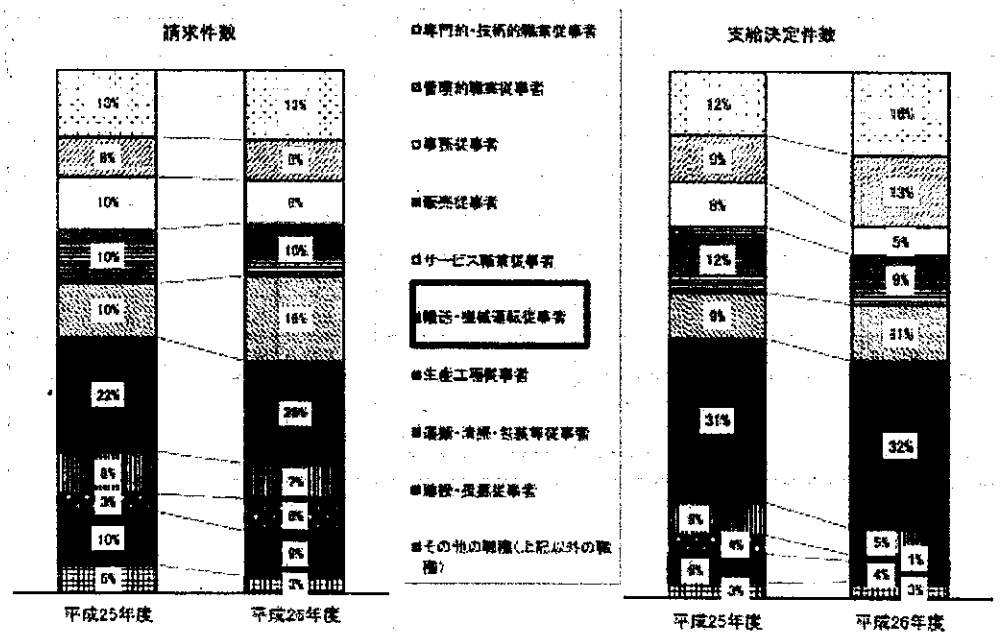

表1－3－2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種（中分類の上位15職種）

平成26年度

＼	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	85（ 1 ）
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	24（ 1 ）
3	販売従事者	営業職業従事者	14（ 2 ）
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13（ 1 ）
5	販売従事者	商品販売従事者	12（ 4 ）
6	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	11（ 0 ）
7	事務従事者	一般事務従事者	8（ 0 ）
7	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8（ 0 ）
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	8（ 1 ）
10	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	7（ 0 ）
10	専門的・技術的職業従事者	製造技術者（開発を除く）	7（ 0 ）
12	専門的・技術的職業従事者	その他の技術者	6（ 0 ）
12	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	6（ 0 ）
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	5（ 1 ）
14	事務従事者	営業・販売事務従事者	5（ 0 ）

注 1 業種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 （ ）内は女性の件数で、内数である。

平成26年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

表2－3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類) ＼ 年度	平成25年度			平成26年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	307	264	104	347 (137)	297 (115)	110 (40)
管理的職業従事者	58	39	18	84 (13)	92 (13)	49 (4)
事務従事者	350	316	86	336 (182)	314 (146)	99 (41)
販売従事者	162	126	42	155 (64)	142 (48)	53 (15)
サービス職業従事者	176	132	51	193 (99)	155 (84)	63 (31)
輸送・機械運転従事者	95	74	30	78 (6)	76 (11)	31 (3)
生産工程従事者	153	143	56	127 (28)	132 (28)	51 (9)
運搬・清掃・包装等従事者	32	31	10	62 (17)	47 (13)	17 (5)
建設・採掘従事者	48	41	24	52 (1)	40 (1)	18 (1)
その他の職種(上記以外の職種)	28	27	15	22 (4)	12 (3)	6 (1)
合計	1409	1193	436	1456 (551)	1307 (462)	497 (150)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ( )内は女性の件数で、内数である。

図2－3 職種別構成比

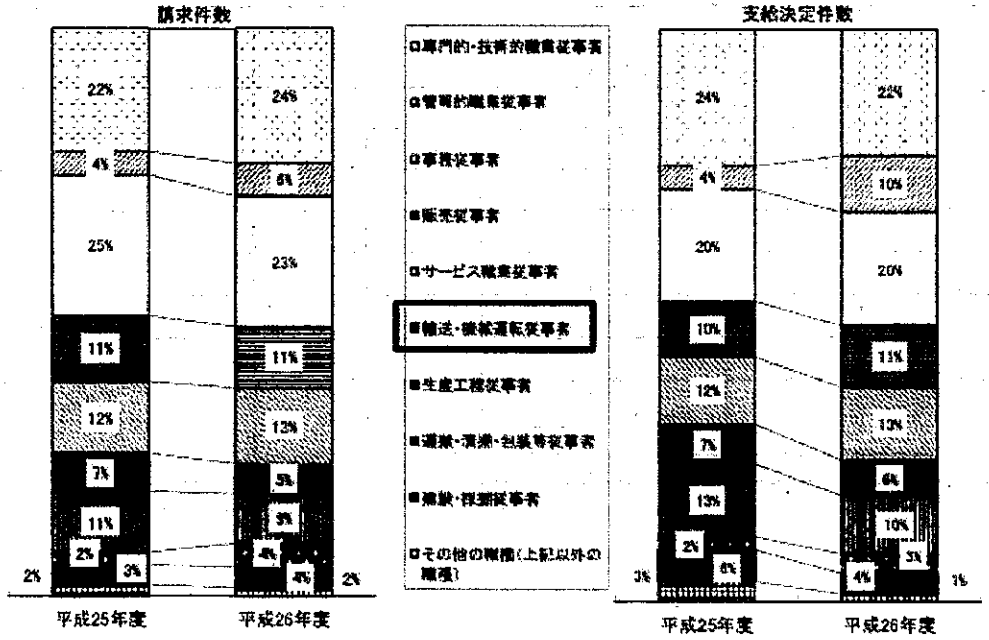

表2－3－2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成26年度

＼	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	56 (26)
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	39 (3)
3	販売従事者	商品販売従事者	34 (13)
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	31 (6)
5	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	29 (2)
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	25 (7)
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	19 (9)
8	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	18 (3)
9	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	17 (17)
9	販売従事者	営業職業従事者	17 (2)
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	15 (11)
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	15 (7)
13	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	13 (0)
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	11 (2)
14	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (3)
14	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11 (0)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 ( )内は女性の件数で、内数である。

平成26年度厚生労働省「脳心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を加工したもの

自動車運転者に係る労働の現状

職種別の脳・心臓疾患労災支給決定件数においても、自動車運転従事者は高い水準（平成26年度85件）にあり、全職種（同306件）の**約３割**を占める。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数の推移（自動車運転従事者）

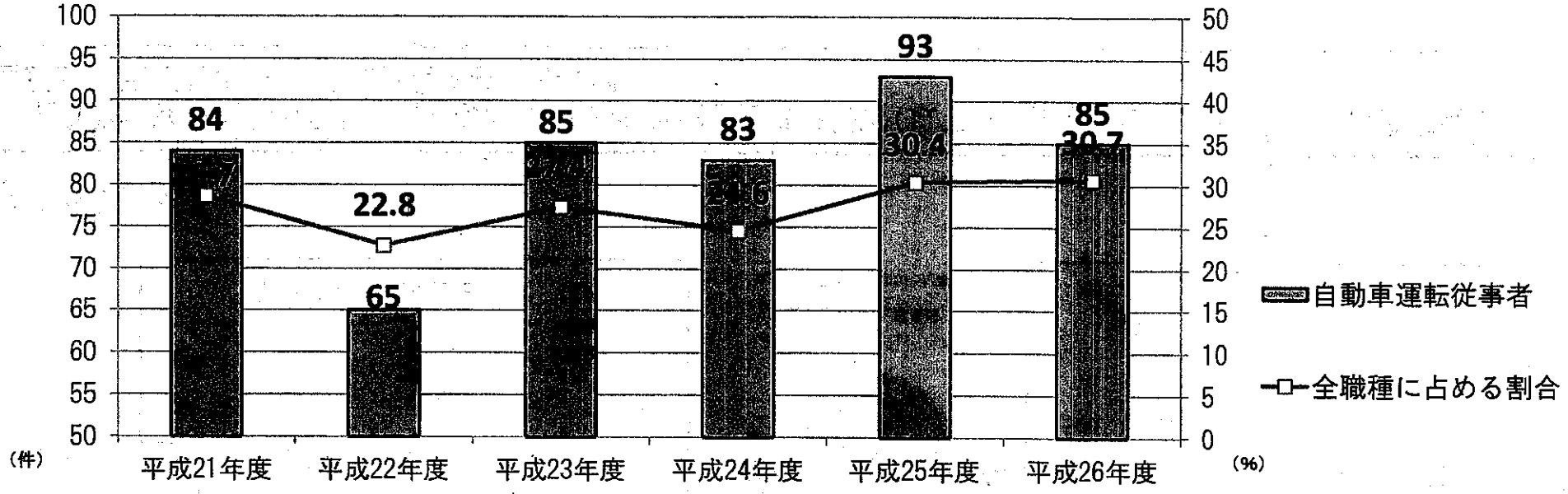

労働者全体（52,094,209人）に占める道路貨物運送業に従事する労働者（1,550,223人）の割合は**2.98%**、同じく道路旅客運送業に従事する労働者（560,942人）の割合は**1.08%**。

※　数値は、総務省統計局「経済センサス－基礎調査」（平成21年）の調査票情報を独自集計したもの。

トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導状況（平成25年）

1．監督指導状況（対象：3,016事業場）

(1)労働基準関係法令違反

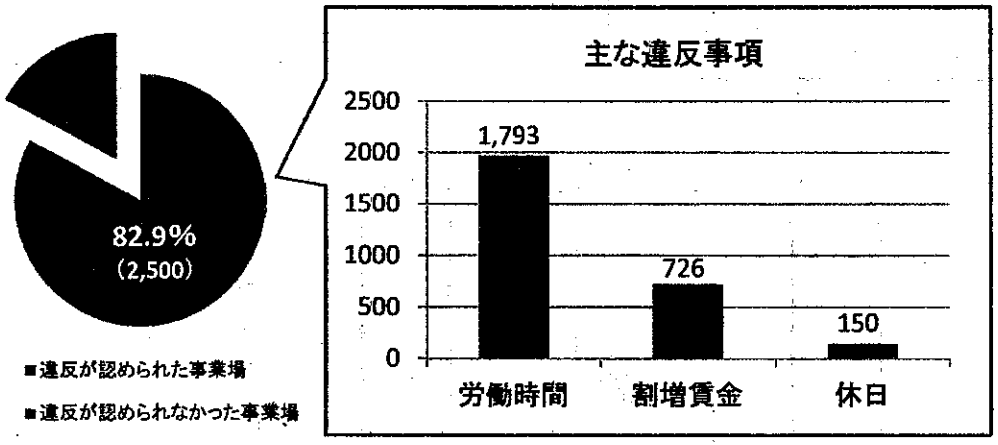

(2)改善基準告示違反

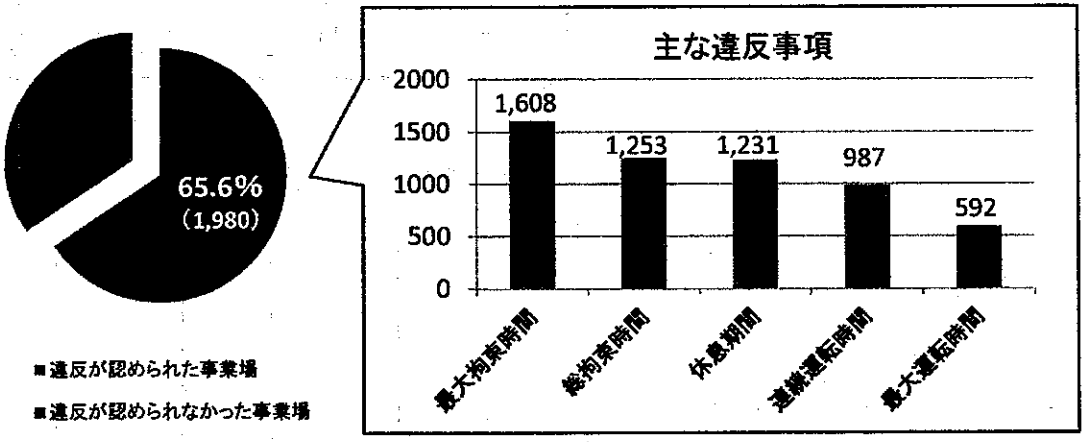

2．監督指導事例

地方運輸機関からの通報を契機に、労働基準監督署の労働基準監督官（以下「監督官」という。）が臨検監督を実施し、労働基準法違反及び改善基準告示違反を是正させた事例

【概要】

1　特定の荷主から頻繁に注文される臨時の発注業務に対応するため、漫然と配車計画を組んだ結果、特定のトラック運転者の拘束時間が長くなる勤務シフトが組まれていた。

　このため、時間外労働・休日労働に関する協定で定めた上限時間である月93時間を超える、約100時間の時間外労働が認められ、また、1か月の総拘束時間が最長で約360時間に上っていたため、労働基準法違反及び改善基準告示違反について、是正を指導した。

2　監督官による指導の結果、特定の自動車運転者に仕事が偏らないよう、荷主とも調整の上、配車計画と勤務シフトが見直され、違反が是正された。

（参考）是正勧告事項　・労働基準法第32条（労働時間）違反
・改善基準告示（1か月の総拘束時間、休息時間、運転時間）違反

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況①

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。平成25年に監督指導を行った4,279事業場のうち、82.1%に当たる3,513事業場において、労働基準関係法令違反が認められた（全業種68.0%）。

労働基準関係法令違反率の推移

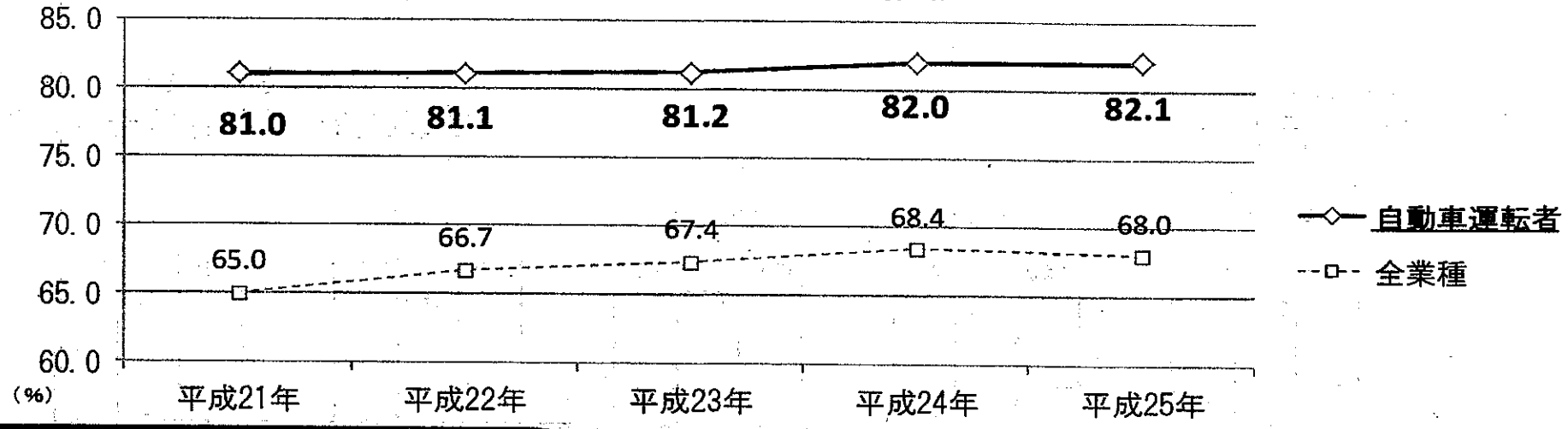

主な労働基準関係法令違反の内容（平成25年）

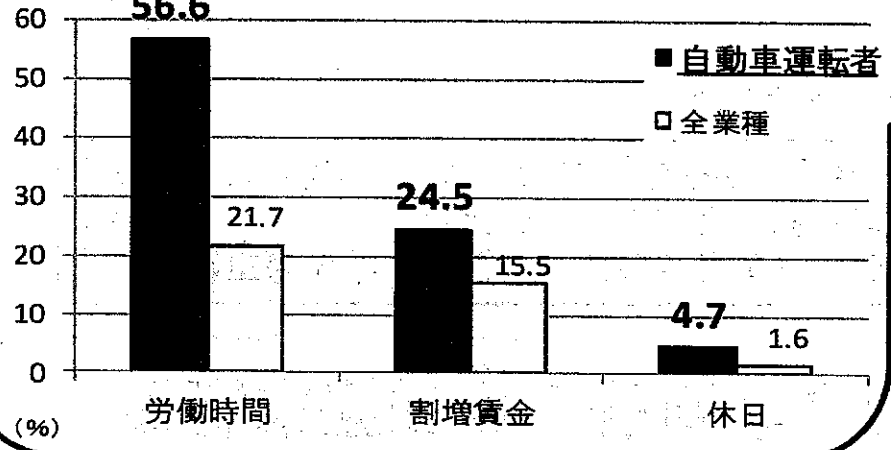

労働基準関係法令違反率（平成25年）

トラック	（監督実施事業場：3,016事業場）	82.9%
バス	（監督実施事業場： 363事業場）	77.7%
ハイヤー・タクシー	（監督実施事業場： 523事業場）	88.7%

※ 事項別については、トラック（59.4%）、バス（46.8%）、ハイヤー・タクシー（52.4%）のいずれも労働時間の違反率が最も高い。

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況②

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号。以下「改善基準告示」という。）の違反率も高く、平成25年に監督指導を行った4,279事業場のうち、58.7%に当たる2,510事業場において、改善基準告示違反が認められた。

改善基準告示違反率の推移

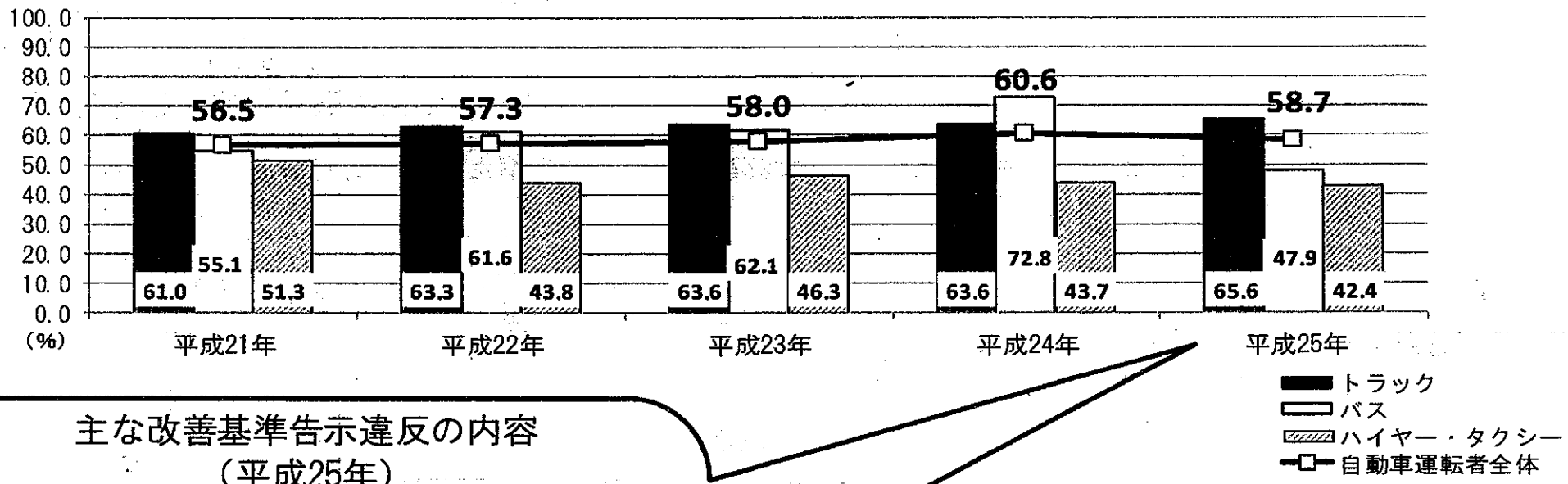

主な改善基準告示違反の内容（平成25年）

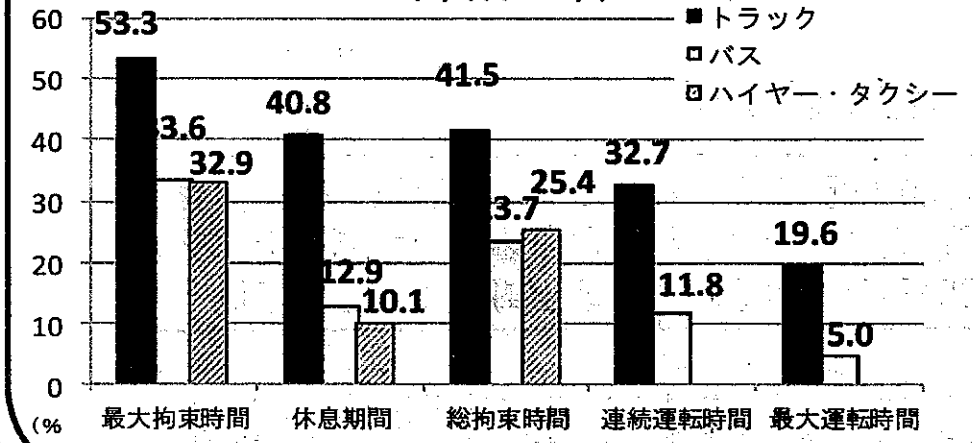

（注）ハイヤー・タクシーには運転時間に係る規定はない。

改善基準告示違反率（平成25年）

トラック　65.6%（1位：最大拘束時間53.3%、2位：総拘束期間41.5%）

バス　47.9%（1位：最大拘束時間33.6%、2位：総拘束時間23.7%）

ハイヤー・タクシー　42.4%（1位：最大拘束時間32.9%、2位：総拘束時間25.4%）

※ トラック、バス、ハイヤー・タクシーのいずれも最大拘束時間の違反率が最も高い。

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況③

労働基準監督機関の指導に従わない、あるいは、法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対処している。

労働基準関係法令違反による送検件数の推移

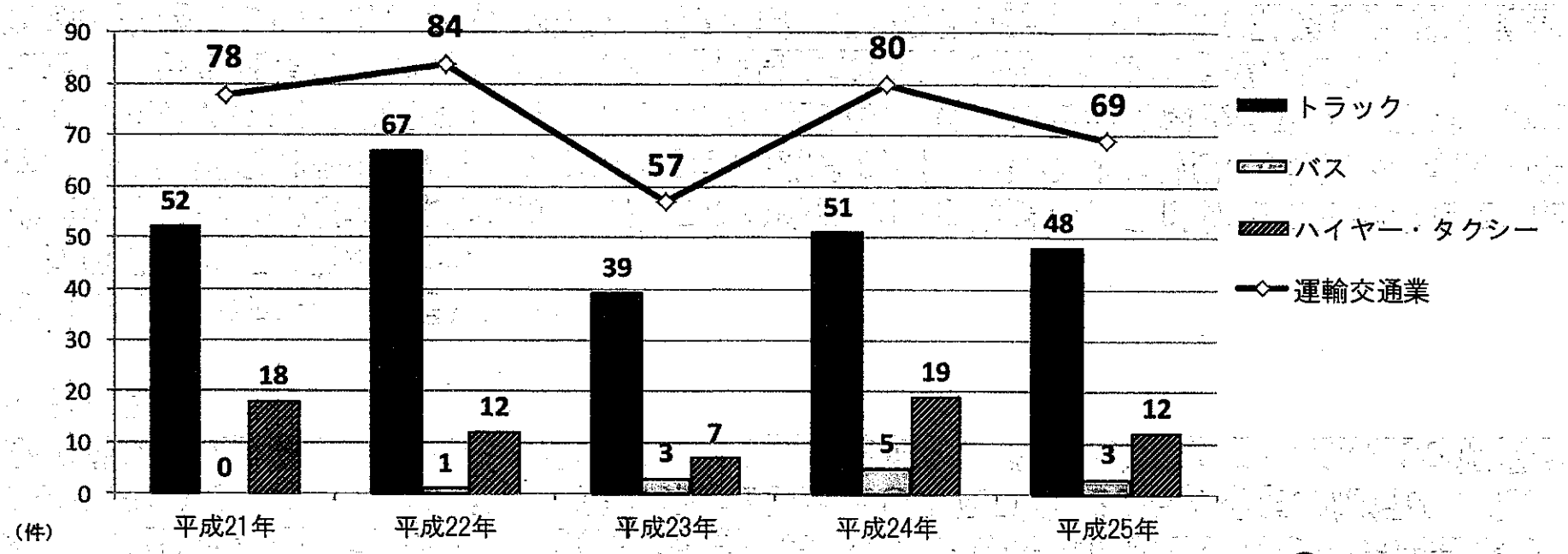

平成25年における自動車運転者を使用する事業場に係る送検状況は、運輸交通業全体では69件であり、全産業（1,043件）の6.6%。

※　適用事業場全体（4,275,819事業場）に占める運輸交通業（91,475事業場）の割合は2.14%（総務省統計局「経済センサス－基礎調査」（平成21年）より算出）。

労働基準法の平成20年改正の際の検討規定

附　則　（平成20年法律第89号）（抄）

（施行期日）

第1条　この法律は、平成22年4月1日から施行する。

（検討）

第3条　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において「新法」という。）第37条第1項ただし書及び第138条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条　使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

２～５　（略）

第138条　中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。

（注）下線は引用に際して付したものである。

中小企業及びその雇用者の割合

割増賃金率引上げの適用が猶予されている中小事業主の範囲

◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。

◆ 事業場単位ではなく、企業単位で判断。

※中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。

（中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。）

業種	資本金の額又は出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	または	300人以下

中小企業及びその雇用者割合（第1次産業を除く）

◆ 中小企業の割合： 99.7% （約386.3万社のうち 約385.3万社）

◆ 中小企業の常用雇用者の割合： 62.7% （約3,878万人のうち 約2,433万人）

※ 資料出所：平成26年中小企業白書（総務省調査「平成24年経済センサス」を再編加工した資料）

なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。（例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%。経済センサスでは、①商業・法人登記等の行政記録の活用、②会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等の変更が行われた。）

平成27年2月13日労働政策審議会建議
「今後の労働時間法制等の在り方について」(抄)

1　働き過ぎ防止のための法制度の整備等

(1) 長時間労働抑制策

①中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
- 上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
- 中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当である。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

Ⅰ　長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

（1）　中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（3年後実施）

（2）　著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

（3）　一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- 使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。

（4）企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進（※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正）

- 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

Ⅱ　多様で柔軟な働き方の実現

（1）　フレックスタイム制の見直し

- フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

（2）　企画業務型裁量労働制の見直し

- 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

（3）　特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- 職務の範囲が明確で一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（※労働安全衛生法の改正）

施行期日：平成28年4月1日（ただし、Ⅰの（1）については平成31年4月1日）

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

	1か月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

平成22年4月以降、当分の間適用猶予（3年後見直し規定あり）

改正案

	1か月の時間外労働（1日8時間・1週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

	時間外労働が月60時間超である労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件（30.4%）が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。
  その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる（平成31年4月）。

1箇月の法定時間外労働の実績＜限度基準適用除外労働者＞

※　各事業場における労働時間が「最長の者」及び「平均的な者」において、法定時間外労働が月60時間を超える事業場、月100時間を超える事業場の割合を示したもの

①工作物の建設等の事業

（単位：%）

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	12.9	2.0
大企業	38.4	6.5
中小企業	8.7	1.2

（単位：%）

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.7	0.0
大企業	18.9	0.2
中小企業	1.1	－

②自動車の運転の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	41.9	9.0
大企業	40.6	3.7
中小企業	42.2	9.8

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	13.1	0.6
大企業	11.7	0.0
中小企業	13.4	0.7

③新技術、新商品等の研究開発の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	19.1	3.0
大企業	24.7	4.8
中小企業	15.0	1.7

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.5	－
大企業	3.9	－
中小企業	3.2	－

現行施策の例①：中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成27年度予算額　221，221千円

助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

＜支給対象となる取組例＞

◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新

◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のＰＯＳ装置、自動車修理業の自動車リフト、自動洗車機等）の導入・更新

◇社会保険労務士によるコンサルティング

＜助成額＞

助成割合は助成対象の費用の最大３／４、最小１／２　上限額１００万円

＜実績＞

平成２５年度　２９９件（支給件数）

平成２６年度　２９８件（申請件数）

現行施策の例②：トラック運転者労働条件改善事業について（厚生労働省委託事業）

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取組。

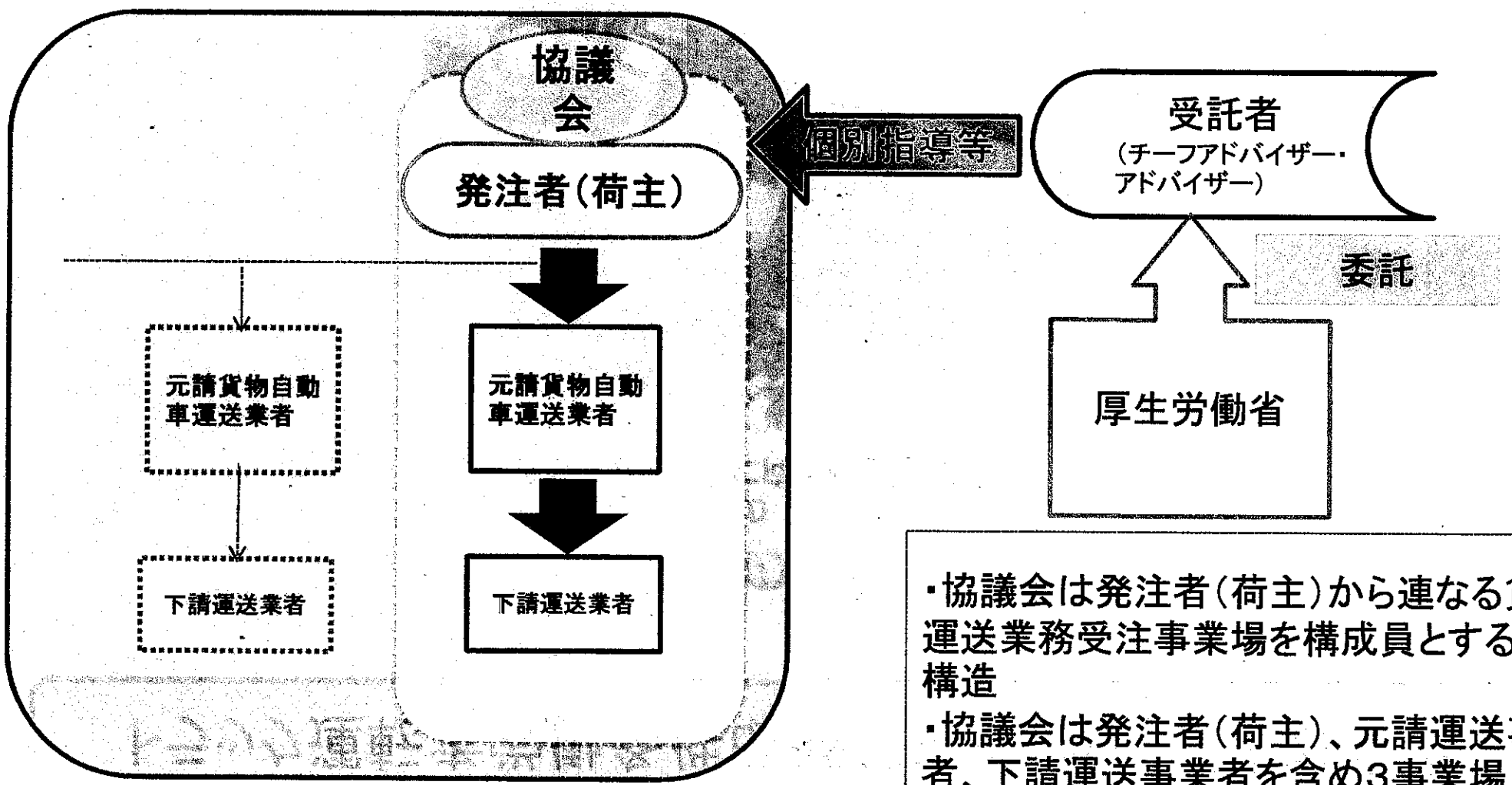

・協議会は発注者（荷主）から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする多層構造
・協議会は発注者（荷主）、元請運送事業者、下請運送事業者を含め3事業場以上

トラック運転者労働条件改善事業について（委託事業）

荷主企業と
運送事業者の協力による
トラックドライバーの
長時間労働の改善に向けた取組事例

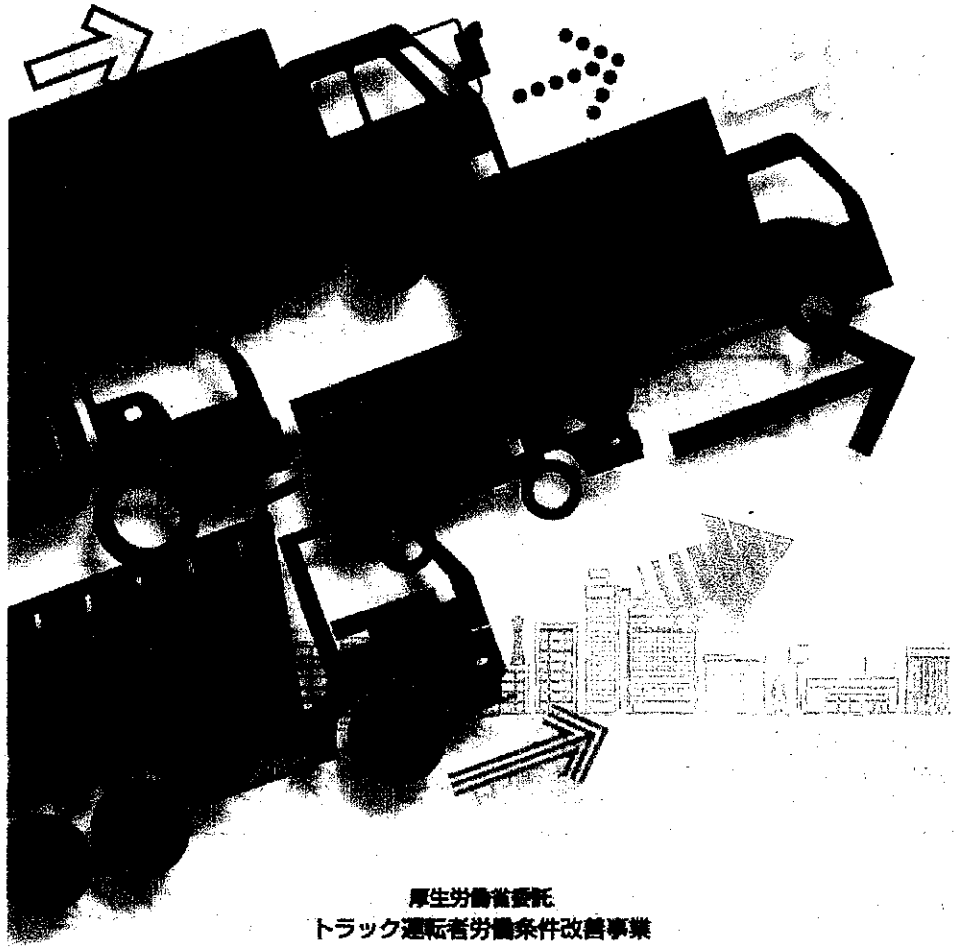

厚生労働省委託
トラック運転者労働条件改善事業

【事例紹介】トラック運転者労働条件改善事業

Case１　導線と積込作業の改善で車両待機時間を短縮化（荷主：家電メーカー）

Before

・製造建屋→出荷建屋への横持ち運搬
・積込み車両の手待ち

【 対 策 】

①建屋間運搬を削減し製造建屋からのダイレクト出荷
②積込作業のフォークリフト荷役併用
③出荷建屋の導線改善、接車スペース拡大出入口の拡張等

After

各改善策の相乗効果により車両１台あたりの待機時間を9～10分程度短縮化

Case２　回収物の降ろし作業時間短縮による拘束時間削減（荷主：食品スーパー）

Before

・回収物の降ろし作業に時間がかかる。
・降ろし作業の順番待ちで手待ち時間発生

【 対 策 】

①回収物の店舗での仕分けを徹底
②作業の軽減による効率化

After

・作業時間と手待ち時間の短縮、拘束時間の短縮
・作業効率の向上

Case３　データの活用により場内作業をスムーズに（荷主：製紙メーカー）

【従来の対策】

①入庫受付管理システム
②場内整理とバースの確保
③商品の共有化

【追加の対策】

①入庫受付管理システムのデータ化
②場内作業員の増員
③指図書の入手場所の複数化

After

・入庫から出庫まで2時間（待機時間30分以内）に
・待機時間の削減による労働時間短縮

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内容

- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】トラックの場合、原則として1日13時間（延長する場合でも16時間）、1箇月293時間など
- 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】 原則として継続8時間以上
- 運転時間 トラックの場合、2日を平均し1日当たり 9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間
- 連続運転時間 トラックの場合、4時間以内

※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施行

[redacted]	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導
[redacted]	① 監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ② それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報
[redacted]	過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能（トラックの場合は平成13年9月1日～）

労働基準監督行政の組織

○　憲法第２７条第２項に基づき、労働条件の最低基準を定める労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令（違反に罰則）の実効を確保するため、
国直轄の機関として、労働基準監督署等の機関が労働基準法に規定されている。

【監督機関の体制】

厚生労働省（本省）

- 労働基準法など労働条件の最低基準の定立
- 法令の適用に当たって労働局、監督署からの随時の疑義照会に対する回答等
- 労働基準監督官の権限行使の考え方、具体的な手法等に係る指示等
- 全国統一的な運用を確保するための労働局への指導（中央監察）
- 都道府県を超える広域事案の指導調整
- 全国一斉の監督指導（高速ツアーバス事業者一斉監督、調査的監督など）の指示
- 労働基準監督官制度（試験、採用、研修など）の運用

↓ 指揮監督（労働基準法第99条第1項）

都道府県労働局（47局）

- 監督署に対する年間監督計画の作成方針の指示と作成された計画が適切かどうかの審査
- 監督計画に沿って監督が行われているか、使用停止命令など事業活動への影響の大きい処分が適切に行われているかの確認・指導（地方監察）
- 署の管轄を超える広域事案の指揮
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案の処理方針の指示、地方検察庁との連携

↓ 指揮監督（労働基準法第99条第2項）

労働基準監督署（321署）

事業場数、労働者数、危険有害業務の状況、利用者の利便性、組織の効率性を考慮し、配置

- 労働基準監督官が個別事業場に対し監督を行い労働基準関係法令違反を是正指導
- 労働基準監督官が司法警察員として重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案を送検
- 労働者からの申告の受付・処理
- 就業規則、「36協定」など労使協定の受理・指導